

令和 7 年 3 月 31 日

門 真 市

令和 7 年度 門真市入札・契約制度の改正等について

本市では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性のより一層の向上を図るため、下記の事項について、7 年 4 月 1 日以後に発注する案件から適用します。

記

1. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の様式を追加

建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報について、落札者が発注者に通知する様式を追加します。(別紙 1 のとおり)

※ 1 建設業法第 20 条の 2 第 2 項

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない

※ 2 様式掲載場所

門真市 HP ホーム＞市政情報＞入札・契約＞発注案件情報(電子入札)＞契約関係書類(電子入札案件用)

2. 門真市公共工事発注に関する技術者等の配置要件の一部改正

門真市公共工事発注に関する技術者等の配置要件について、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正に伴い、見直します。(別紙 2 のとおり)

3. 門真市建設工事等競争入札発注基準の一部改正

門真市建設工事等競争入札発注基準のうち、入札参加に必要な総合評点・施工実績を定める別表を見直します。(別紙 3 のとおり)

以上

令和 年 月 日

門真市長 様

所 在 地

名 称

代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給不足若しくは遅延又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事本格化による交通誘導員不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報)

(注意事項)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

建築一式工事	監理技術者		主任技術者	現場代理人
	専任	非専任	非専任	常駐
設計金額 技術者	<u>9,000</u> 万円以上	<u>9,000</u> 万円未満 <u>8,000</u> 万円以上	<u>8,000</u> 万円未満	全案件
営業所専任技術者 以外の技術者	1 件まで	2 件まで (※1) (ただし、現場代理人を兼 ねる場合は、1 件まで)	2 件まで (※1) (ただし、現場代理人を兼 ねる場合は、1 件まで)	1 件まで
営業所専任技術者	配置不可	1 件まで (※2) (市内業者のみ)	1 件まで (※2) (市内業者のみ)	1 件まで (※3) (市内業者のみ)

土木一式工事 (その他工事含む)	監理技術者	主任技術者		現場代理人
	専任	専任	非専任	常駐
設計金額 技術者	<u>5,000</u> 万円以上	<u>5,000</u> 万円未満 <u>4,500</u> 万円以上	<u>4,500</u> 万円未満	全案件
営業所専任技術者 以外の技術者	1 件まで	1 件まで	2 件まで (※1) (ただし、現場代理人を兼 ねる場合は、1 件まで)	1 件まで
営業所専任技術者	配置不可	配置不可	1 件まで (※2) (市内業者のみ)	1 件まで (※3) (市内業者のみ)

※1 技術者配置区分において非専任となる場合の主任・監理技術者の兼務は、当該工事を含めて2件までとします。ただし、現場代理人と主任・監理技術者を兼務する場合は、他工事との主任・監理技術者の兼務は不可とします。

※2 営業所専任技術者と主任・監理技術者の兼務については、以下のすべての条件を満たす場合に限り1件まで配置できるものとします。(この措置は市内業者に限った措置です。)

条件①：設計金額が 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）の建設工事であること。

条件②：営業所専任技術者が属する本店において請負契約が締結された建設工事であること。

条件③：本店が門真市内にあり、工事場所と本店との間で常時連絡をとることのできる体制であること。

条件④：本店と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※3 営業所専任技術者と現場代理人の兼務については、以下のすべての条件を満たす場合に限り配置できるものとします。(この措置は市内業者に限った措置であり、当該工事の竣工検査に合格し、引渡し完了するまでは他の営業所専任技術者は他の工事の現場代理人となることができません。)

条件①：設計金額が 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）の建設工事であること。

条件②：営業所専任技術者が属する本店において請負契約が締結された建設工事であること。

条件③：本店が門真市内にあり、工事場所と本店との間で常時連絡をとることのできる体制であること。

門真市建設工事等競争入札発注基準

1 定義

- (1) この発注基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

① 市内業者

建設業法上の主たる営業所の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等が本市の区域内にある者をいう。

② 準市内業者

建設業法上の主たる営業所の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者をいう。

③ 市外業者

市内業者及び準市内業者を除いた業者をいう。

④ 最低制限価格及び設計金額

消費税及び地方消費税を含んだ金額をいう。

2 一般競争入札発注基準

(1) 建設工事

① 条件付一般競争入札

地域要件（市内業者及び準市内業者、以下同じ）を付さずに、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、設計金額 2 億 5,000 万円以上の建設工事（以下「工事」という。）を対象とする。

ただし、当該設計金額以下であっても、条件付一般競争入札（地域要件型）の入札参加業者数が少ない（原則 5 業者未満）と見込まれる場合や特殊な技術等が必要な工事については、本入札方式で実施する。

入札参加に必要な総合評点・施工実績は、別表のとおり定めるものとする。

② 条件付一般競争入札（地域要件型）

主に市内業者を対象として、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、設計金額 130 万円超 2 億 5,000 万円未満の建設工事を対象とする。

ただし、市内業者の入札参加業者数が少ない（原則 5 業者未満）と見込まれる工事については、準市内業者も含めて対象とする。

入札参加に必要な総合評点・施工実績は、別表のとおり定めるものとする。

- ③ 市内業者育成のため、市内業者については、別表に定める施工実績を、当該工事の最低制限価格の半額まで引き下げることができるものとする。なお、建築一式の設計金額 4,000 万円未満、土木一式、電気・管、その他の業種の設計金額 2,500 万円未満の工事については、市内業者は施工実績を問わないことができるものとする。

- ④ 入札に係る案件を受注し施工中の者は、工事の竣工検査に合格し、引渡しが完了するまで他の建設工事の入札に係る案件には参加できないものとする。ただし、技

術者の配置が適正に行われることを条件としたうえで、次のア又はイに該当する者については、この限りでない。

ア 市内業者

イ 請負者の責めに帰すことのできない事由により工期が延長になった工事を施工中の者

(2) 業務委託

設計金額50万円超の工事に係る業務委託については、条件付一般競争入札とすることとし、入札参加資格要件は、案件毎に定めるものとする。

3 指名競争入札発注基準（建設工事）

(1) 指名競争入札

市内業者を対象とし、かつ設計金額130万円超500万円未満の工事において、指名競争入札により実施することができるものとする。業者指名の基本原則は次のとおりとする。

① 登録業種、施工中の工事及び経営事項審査の有効期限が切れていないか、指名停止措置を受けていないか等を勘案の上、なるべく5者以上を指名する。

② 工事施工中については、工事が竣工検査に合格し、引渡しが完了するまで、他の工事の指名競争入札への指名はしないが、市長部局発注の案件・上下水道事業に係る案件の相互間での適用はないものとする。ただし、技術者の配置が適正に行われることを条件とする。

（例：市長部局発注の工事施工中の場合、上下水道事業に係る工事の指名競争入札への指名はできる。）

③ 同一の入札案件において、代表者又は住所が同一、役員が重複している等会社の実態が他の業者とほぼ同一で連合する可能性又は一定の利害関係があると考えられる場合は、該当する者から一者のみ指名するものとする。

4 その他（建設工事）

(1) 総合評点について

① 市内業者は、最新の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評点に市内業者の主観的事項に関する評点として100点を加算した点数をもって本市における市内業者の総合評点とする。

② 準市内業者は、最新の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評点に準市内業者の主観的事項に関する評点として25点を加算した点数をもって本市における準市内業者の総合評点とする。

③ 市外業者は、最新の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果に基づく総合評点をもって本市における市外業者の総合評点とする。

(2) 水道管理設工事への配置技術者について

① 土木一式工事の場合（上下水道事業に係る土木一式工事として発注された管径450ミリメートル以下の水道管理設工事に限る。（管径500ミリメートル以上を対象とした

工事又は特殊な工法を用いる工事を除く。))

ア 配水管工事技術者

元請業者より配水管工事技術者を配置し、水道管埋設工事の適正な施工の確保を図るため契約期間中数回にわたり現場に赴き施工内容を確認し、水道管埋設工事における水道管布設工事の管理を行うものとする。ただし、他の工事の配水管工事技術者として兼務することは可能であるが、他の工事の主任（監理）技術者として専任している場合は兼務することはできない。

なお、配水管工事技術者の資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 公益社団法人日本水道協会の「配水管技能者登録（耐震登録）」に登録されている者
- (イ) 一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会が開催する「JDPA継手接合研修会（耐震管小口径）」（ただし、発注する水道管埋設工事の管種に対応した研修会に限る。）を受講した者

イ 給水装置工事主任技術者

元請業者又は下請業者より給水装置工事主任技術者を専任・常駐配置（専任期間は、工事が竣工検査に合格し、引渡しが完了するまでの間、常駐期間は、給水装置工事施工時とする。）すること。水道管工事の適正な施工の確保を図るため、主任（監理）技術者とともに水道管工事における給水装置工事の管理を行うものとする。

なお、給水装置工事主任技術者の資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事主任技術者試験に合格し、免状を交付されている者であること。

② 管工事の場合（上下水道事業に係る管工事に限る。）

ア 給水装置工事主任技術者

元請業者又は下請業者より給水装置工事主任技術者を専任・常駐配置（専任期間は、工事が竣工検査に合格し、引渡しが完了するまでの間、常駐期間は、給水装置工事施工時とする。）すること。水道管工事の適正な施工の確保を図るため、主任（監理）技術者とともに水道管工事における給水装置工事の管理を行うものとする。

なお、給水装置工事主任技術者の資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事主任技術者試験に合格し、免状を交付されている者であること。

附 則

平成23年4月1日施行

附 則

平成25年4月1日施行

附 則

平成26年4月1日施行

附 則

平成28年10月3日施行

附 則

平成29年4月3日施行

附 則

令和2年4月1日施行

附 則

令和4年4月1日施行

附 則

令和5年4月1日施行

附 則

令和6年4月1日施行

附 則

令和7年4月1日施行

【別表】

工事種別	設計金額	総合評点	施工実績
土木一式	6 億円以上	市内業者 900 点以上 準市内・市外業者 1,200 点以上	設計金額の半額
	3.5 億円以上 6 億円未満		3 億円
	2.5 億円以上 3.5 億円未満		2 億円
	1.5 億円以上 2.5 億円未満	市内業者 800 点以上 準市内・市外業者 1,000 点以上	1.5 億円
	1 億円以上 1.5 億円未満	市内業者 750 点以上 準市内・市外業者 950 点以上	1 億円
	<u>7,500</u> 万円以上 1 億円未満	市内業者 750 点以上 準市内・市外業者 850 点以上	設計金額と同額
	<u>5,000</u> 万円以上 <u>7,500</u> 万円未満	市内業者 700 点以上 準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	<u>2,500</u> 万円以上 <u>5,000</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	<u>2,500</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
建築一式	5 億円以上	市内業者 900 点以上	設計金額の半額
	3 億円以上 5 億円未満	準市内・市外業者 1,000 点以上	2.5 億円
	2.5 億円以上 3 億円未満	市内業者 800 点以上	2 億円
	1.5 億円以上 2.5 億円未満	準市内・市外業者 900 点以上	1.5 億円
	1 億円以上 1.5 億円未満	市内業者 700 点以上	1 億円
	<u>8,000</u> 万円以上 1 億円未満	準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	<u>4,000</u> 万円以上 <u>8,000</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	<u>4,000</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
電気・管	1.5 億円以上	過去の同規模工事や他市事例等を比較・検証し、門真市一般競争入札参加資格審査委員会において決定する	
	<u>5,000</u> 万円以上 1.5 億円未満	市内業者 700 点以上 準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	<u>2,500</u> 万円以上 <u>5,000</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	<u>2,500</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
その他	1.5 億円以上	過去の同規模工事や他市事例等を比較・検証し、門真市一般競争入札参加資格審査委員会において決定する	

	<u>5,000</u> 万円以上 1.5 億円未満	市内業者 700 点以上 準市内・市外業者 800 点以上	設計金額と同額
	<u>2,500</u> 万円以上 <u>5,000</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額
	<u>2,500</u> 万円未満	総合評点問わず	設計金額と同額

- ※1 一般建設業許可業者にあつては、建築一式の設計金額8,000万円未満、土木一式、電気・管、その他の業種の設計金額5,000万円未満の工事を発注限度とする。
- ※2 特殊な技術等を用いる工事にあつては、上記発注基準によらないものとする。
- ※3 市内業者に関しては、必要となる国又は地方公共団体等での施工実績を当該工事の最低制限価格（税込）の半額まで引き下げることができるものとする。また、建築一式の4,000万円未満、土木一式、電気・管、その他の業種の設計金額2,500万円未満の工事については、市内業者は施工実績を問わないことができるものとする。
- ※4 設計金額 1 億円未満の工事における準市内業者又は市外業者の施工実績の取り扱いは、本市実績については、設計金額の半額以上、本市以外の実績については、設計金額と同額以上とする。ただし、本市の同種工事の発注状況（本市の過去の発注規模や発注件数）に照らし合わせ、上記基準によることが適切でない場合はこの限りでない。